データ入力委託契約書

株式会社○○（以下「甲」という。）と、●●（以下「乙」という。）は、本日、以下のとおり業務委託契約（以下「本契約」という）を締結する。

第１条

甲は乙に対し、甲がインターネット上で提供する○○サービスのためのデータ入力業務（以下「本件業務」という）を委託し、乙はこれを受託する。

2　本件業務の内容は、甲が乙に提供する仕様書（以下「本件仕様書」という）に従うものとする。

3　甲は、乙に対し、本件業務の遂行に必要なソフトウェア及び当該ソフトウェアにログインするために必要となるIDとパスワードを無償で提供する。

4　乙は、本件仕様書に基づき本件業務を行い、甲より指定された納期までに、その成果物を、甲に○○の方法で引き渡す。

第２条

甲は乙に対し、本件業務遂行の報酬として、甲が定め、甲のウェブサイト上に掲載する算出基準（以下「本件算出基準」という）により算出した金額を支払うものとする。

2　甲は、前項の金額を、毎月〇日締め翌月〇日までに、乙の指定する金融機関の指定口座に振り込む方法で支払う。振込手数料は、甲の負担とする。

※業務を行った日から60日以内の期日を設定してください

第３条

乙は、本件業務の履行上知り得た甲の業務上及び技術上の一切の秘密情報を、第三者に開示または漏洩してはならない。

２ 乙は、成果物を他人に閲覧させ、複写させ、又は譲渡してはならない。ただし、甲の承諾を得たときは、この限りでない。

第４条

乙は、本件業務の全部または一部を、事前に甲の同意無く第三者に再委託してはならない。

第５条

本契約の有効期間は、本契約締結日より〇年間とする。但し、有効期間終了３０日前までに甲乙双方の申し出がなければ、自動的に１年間延長されるものとし、以降も同様とする。

2　甲及び乙は、本契約の有効期間中であったとしても、３０日前までに文書または電子メールによる解除の申出をすることで、本契約を解除できるものとする。

第６条

甲は、乙が本契約の条項に違反した場合、あるいは次の各号の一に該当する場合には、特段の催告を要することなく、書面、電子メールまたは口頭による通知をもって即時、本契約を解除できるものとする。

⑴　乙が故意または重大な過失により、甲に重大な損害を与えた場合、または重大な損害を与える恐れがある場合。

⑵　乙が本契約締結または本件業務の申込等において虚偽の事実を申告した場合

⑶ 乙が正当な理由なくして本契約の履行を怠った場合

　　　　　　　 ・・・・・

第７条

この契約に定めのない事項を定める必要があるときは、甲乙協議の上、定めるものとする。

第８条

本契約に関する一切の法律上の紛争については、○○地方裁判所を第一審の専属管轄裁判所とする。

以上、本契約成立の証として、本書を２通又は本書の電磁的記録を作成し、甲乙記名押印若しくは署名又は電子署名のうえ、各自保管する。

令和○年○月○日

甲　住所

　　会社名　代表者名　　　　　　　　　　　　　印

乙　住所

　　氏名　　　　　　　　　　　　　　　　　　　印